

市長所信表明（平成18年）6月

本日、平成18年6月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜りありがとうございます。

平成18年6月吉野川市議会定例会に臨み、これからの市政運営に取り組む私の所信の一端を申し上げますとともに、提出議案の御説明をさせていただき、議員各位をはじめ、市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私が市政を担当しましてから1年7ヵ月が経過致しましたが、振り返ってみますと、国民健康保険税、水道使用料等の公共料金の調整、補助金の調整、養護老人ホーム「天寿荘」の民間委託、市立川島中学校の校舎建設、公共下水道の推進、等々、合併に伴う諸課題の解決に明け暮れる毎日でしたが、一つひとつの課題を着実に取り組んでこられたのではないかと考えております。これはひとえに、議員各位のご理解・ご協力と、市民の皆様方の御厚情によるものであると、改めて感謝を申し上げます。

さて、道路は市民の日常生活から経済活動にいたるまで、全ての経済社会活動に密接不可分な最も基本的、重要な社会資本施設であると認識しております。

ご承知のとおり、本市を東西に縦断する国道192号は、慢性的な交通渋滞が発生し、とくに朝夕の通勤通学時間帯には著しく交通機能が低下している状態で、地域住民の安全で快適な生活環境が確保されていないばかりか、地域の発展も大きく損なわれております。このため、私が徳島市、石井町に呼びかけ「国道192号吉野川市・徳島市間整備促進期成同盟会」を去る5月22日に設立したところでございます。この活動を通して道路整備の必要性や道路愛護心の育成を目指すとともに、吉野川市の交通基盤

の整備を促進して参る所存であります。

一方、まだまだ合併に伴う課題は山積しており、防災対策をはじめとする新しい行政需要も増大し、まさに吉野川市の大きな節目にさしかかっていると認識致しているところであります。

こうした中で、目下最大の懸案は、一般廃棄物の処理対策であります。このため、早急に市民参加の「吉野川市ゴミ処理対策市民会議（仮称）」を立ち上げ、ゴミの収集、リサイクル、減量化等あらゆる面から本格的に研究・検討を重ね、そのための体制も充実して参る所存であります。ごみをめぐる市の役割、市民の役割、事業者の役割を明らかにして、積極的に行動に移す必要があると考えているところであります。

また、現在、旧町村の庁舎を有効活用して分庁舎方式を採っておりますが、どうしても非効率な面があり、行政のスリム化に支障となっておりますので、近く「吉野川市庁舎のあり方検討プロジェクトチーム」を発足させ、そのメリット・デメリットを検証させてみたいと考えております。

ところで、昨今、子供達を狙った犯罪の頻発や、毎年のように発生する風水害、近い将来かなりの確率で起こるとされる“南海・東南海地震”など、市民生活を脅かす様々な不安が増大しているように感じられますが、市民の皆様と手を携えて『安心できるまち』を築いていくことは、行政の第一の責務と考えております。

安全・安心のまちづくりのためには、まずは地域の取り組みが重要であるとの認識から、昨年来、自主防災組織の充実を促進しておりますが、今年度は、地域に入ってさらに積極的に働きかけて参ります。今般の補正予算では、自主防災組織への緊急対策用備品、防災訓練の指導等を行う指導員の配置、防災マップ等による市内各地での防災説明会などを実施するための予算を計上しております。

なお、防災訓練については、図上訓練や実働訓練を含め、まずは風水害対策、さらに南海・東南海地震を想定した訓練を実施いたします。

学校施設等の耐震化につきましては、昨年度は、耐震化優先度調査を実施いたしました。これをもとに、個別事業の緊急度等を内容とした耐震化推進計画を策定し、耐震補強、改築その他の耐震化に係る必要な施策を順次講じてまいります。

また、児童・生徒を事故・犯罪の被害から守るため、スクールガードの協力による「地域ぐるみの学校安全体制整備事業」の予算を計上しておりますのでよろしくお願いいたします。

乳幼児医療の助成につきましては、子育て支援の観点から、従来から吉野川市独自の取り組みを行ってきたところでありますが、吉野川市長としての私の提案もあって、県もその拡大を図ると聞いております。市といたしましてもこれに対応しつつ、さらに助成対象の所得制限を撤廃するなどの独自措置を組み合わせ、制度の充実を図って参ります。関連条例を今議会に提案させて頂いておりますので、よろしくお願いいたします。

次代を担う子供達の育成については、基礎的な学力向上はもちろんのこと、それと並んで、あるいはその前提となる健全育成が大きな課題となっております。今回の補正予算では、各種の体験活動により、子供達に豊かな人間性や社会性を育む「豊かな体験活動推進事業」等の予算を計上しておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、『魅力ある観光の振興』への取り組みについて申し上げます。

徳島県出身の高名な写真家・三好和義氏が撮影した写真集「吉野川」の改訂版が出版されることとなるため、この機会を捉えて、吉野川市を全面に出した構成とし、吉野川市の一体感を写真を通じて醸成して新しい吉野川市が未来に向けて出発するためのきっかけとするとともに、吉野川市の

美しい自然を全国に向けて発信したいと考えております。

男女共同参画については、「男女共同参画推進委員会」を設置し、市民の意識や実態を把握するためのアンケート等を行ったうえで、「男女共同参画推進条例」(仮称)を提案したいと考えております。

最後に、『スリムで効率的な行財政基盤の確立』について申し上げます。

私が市長就任後、初めて通年の予算編成を行いました平成17年度予算は、先日出納整理期間を終え、現在、その検証・分析を行うべく決算作業に取りかかっているところであります。決算見込みは、極力経費の削減に努めるとともに、合併補助金や合併特例債など、合併メリットを最大限活用したことにより、年度当初に多額の基金繰り入れを行った財政調整基金と減債基金の年度末残高が、前年度末を上回るなど、若干の改善が見込まれるとの報告を受けております。

しかしながら、今後の吉野川市の財政運営は、国全体の地方財政計画が圧縮されるなかで、少子高齢化の進行や老朽公共施設の更新、一般廃棄物処理を中心とする環境対策など、早急な対応を迫られる課題が山積しており、ますます難しい見通しのもとにあります。したがって、スリムで効率的な行政運営を可能とする体制を造っていくことは市にとって不可避かつ喫緊の課題であります。

行財政改革については、昨年度末に集約した実施計画に基づき各部局において進捗を管理し、私をトップとする推進本部で確認した後、外部有識者で構成する「行財政改革懇話会」に報告するかたちで進めて参ります。行革の進捗(しんちやく)につきましても、議会におかれましてもご理解・ご協力をいただくとともに、積極的なご意見・ご提案を賜われれば幸いに思っております。

以上、申し上げて参りましたように、新しい吉野川市を創造していくため引き続き全力で取り組んで参りますので、今後とも、ご理解・ご支援のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしております案件にきまして、その概要を御説明申し上げます。

今議会に提出しております案件は、平成17年度吉野川市一般会計及び特別会計の繰越明許費繰越計算書並びに水道事業会計の繰越計算書に関する報告案件5件、「吉野川市税条例の一部を改正する条例」並びに平成17年度吉野川市一般会計及び特別会計の専決処分に関する承認案件8件、吉野川市土地開発公社の経営状況についての報告案件1件、「吉野川市文化施設運営委員会条例等の一部を改正する条例制定」など条例の一部改正案件7件、平成18年度吉野川市一般会計及び特別会計の補正予算案件5件、「徳島県市町村総合事務組合の規約変更」など一部事務組合の規約変更に関する案件4件の計30件でございます。

まず、報第1号から報第5号でございますが、平成17年度吉野川市一般会計、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の各特別会計繰越明許費繰越計算書並びに水道事業会計予算繰越計算書の報告をするものであります。

次に、報第6号・報第7号は、このほど地方税法の一部改正が行われ、4月1日から施行されたことに伴い、「吉野川市税条例」及び「吉野川市国民健康保険税条例」の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を致しましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

報第8号の「平成17年度吉野川市一般会計補正予算(第9号)」から報第13号「平成17年度吉野川市農業集落排水事業特別会計補正予算(第

4号)」まで6件の案件につきましては、平成17年度の各会計の事業費の確定等に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

報第14号の「吉野川市土地開発公社の経営状況を説明する書類」につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度、その経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出するものでございます。

次に、議第46号、「吉野川市文化施設運営委員会条例等の一部を改正する条例制定」、及び議第50号、「吉野川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定」につきましては、本年4月の機構改革により、それぞれ委員会等の庶務を行う部署の名称を変更する必要が生じたため、関係条文の整備を行うものでございます。

議第47号、「吉野川市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定」、につきましては、子育て支援の拡充を目的に、県において乳幼児医療費助成制度が改正されたことに伴い、本市におきましても関係条文を整備するものであります。

議第48号、「吉野川市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定」につきましても、県の重度心身障害者等に対する医療費助成制度が改められることに伴い、関係条文を整備するものでございます。

議第49号、「吉野川市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定」につきましては、排水設備の新設等に伴い発生する費用負担を明確にするため、所要の改正を行うものでございます。

議第51号、「吉野川市公共下水道施設条例の一部を改正する条例制定」

及び議第52号、「吉野川市下水道条例の一部を改正する条例制定」につきましては、建設中の川島浄化センターの竣工を見込み、公共下水道施設の処理区域及び処理場を新たに追加し、川島処理区に係る使用料の規定を定めるため条例の一部を改正するものでございます。

議第53号、「平成18年度吉野川市一般会計補正予算(第1号)」は、児童手当制度の拡充に伴う所要額の追加、地方道路交付金事業及び地方特定道路整備事業の追加、県単林道・治山事業の計上、学校での地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業及び豊かな体験活動推進事業等、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億5,073万6千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ187億8,353万円とするものでございます。

議第54号、「平成18年度吉野川市老人保健特別会計補正予算(第1号)」は、県及び支払基金への医療費負担金、交付金の償還金及び一般会計で立て替えた返還にかかる繰出金等、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,293万6千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ56億1,901万1千円とするものでございます。

議第55号、「平成18年度吉野川市介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、過年度分にかかる保険料過誤納還付金が不足するため既定の歳入歳出予算にそれぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ36億9,746万8千円とするものでございます。

議第56号、「平成18年度吉野川市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、下水道使用料の収納システム整備及び吉野川市汚水処理構想見直し業務委託料等、既定の歳入歳出予算にそれぞれ899万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ12億3,902万6千円とするものでございます。

議第57号、「平成18年度吉野川市水道事業会計補正予算(第1号)」

は、水道料金滞納管理システム業務委託料等 1,050 万円を追加補正するものでございます。

議第 58 号、「徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称変更に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更」につきましては、構成団体であります「三好郡環境衛生組合」の名称を「みよし環境衛生組合」に変更するため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議第 59 号、「阿北特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び阿北特別養護老人ホーム組合規約の変更」につきましては、介護保険法の改正に伴い、介護予防短期入所生活介護事業の管理及び運営に関する事務を新たに共同処理するため、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議第 60 号、「徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更」につきましては、今年 3 月の町村合併により三好市、東みよし町、美波町及び海陽町が新たに設置されたことに伴い、組織する地方公共団体の数及び規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議第 61 号、「中央広域環境施設組合規約の変更」につきましては、組合議会の組織及び議員の選挙の方法、執行機関の組織及び選任の方法を変更するため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上、概略をご説明申し上げましたが、個々の詳細につきましては、後ほど担当部長より説明させますので、十分ご審議の上、原案どおりご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。